

IASBにおける退職後給付プロジェクトの動向

I. IASBの退職後給付プロジェクト

本プロジェクトは、2つのフェーズからなり、最終的に年金会計の根本的見直しを図る包括的長期プロジェクトとされている。

第1フェーズ

現行の年金会計を大きく改善することを目的として、4年程度で完成できる内容を取り上げるものとして、2006年7月にプロジェクト（IASB単独）をスタートした¹。

今後、2008年2月に、ディスカッション・ペーパー（DP）の公表を予定している。

・第1フェーズにおける検討内容

- (a) 表示と開示²（下記Ⅱ1(2)参照）
- (b) 確定拠出型（DC）及び確定給付型（DB）の定義及びキャッシュ・バランス・プランの会計処理（下記Ⅱ2(1)から(4)参照）
- (c) 平準化（未認識）及び遅延認識の仕組みの廃止に向けた検討（下記Ⅱ1(1)参照）
- (d) 年金の清算と縮小の取扱い（下記Ⅱ1(3)参照）

第2フェーズ

FASBのプロジェクトとの連携を図り、最終的にはコンバージした会計基準となるような見直しを行う（詳細は、第1フェーズの終了時点で詰めることとなる）。³

II. これまでの審議における暫定合意等

1. 認識と表示

IASBは、確定給付制度（DB）の認識と表示に関する議論を行い、次の事項について暫定的に合意した。

- (1) 退職後給付債務及び年金資産に関連して当期に生じた変動は、すべて包括利益として報告する。この結果、すべての数理計算上の差異及びすべての権利未確定の過去勤務費用は、その発生時に即時に認識することとなる⁴。

¹ 現時点の見通しでは、2011年までに完成させることを予定している。

² 財務諸表の表示プロジェクトとは分離して検討することとされている。

³ FASBも年金会計の包括的な調査に着手しており、2007年9月にはその第1フェーズの成果物としてSFAS第158号を公表している。

⁴ 現行IAS第19号では、コリドール内の数理計算上の差異については認識しないことができ（未認識）、限度額を超える金額は見積平均残存勤務期間にわたって認識することができる（遅延認識）。また、過去勤務費用についても、年金の改定により直ちに従業員が権利を取得するものは当該改定期の費用とするものの、従業員の権利取得までに一定の勤務サービスの提供が求めら（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 包括利益計算書上の表示については、DP では予備的見解を示さずに、次の3つのアプローチを中立的に議論する（ただし、IASB の選好する方法がアプローチ1であることを説明するとされている。）。

- ・ **アプローチ1**：すべての変動を当期純損益の中で表示する。
- ・ **アプローチ2**：勤務費用（割引率変動によるもの以外の保険数理差損益を含む。）は当期純損益の中で表示する。その他のコストはすべての報酬を後払いする結果によるもの（財務費用）としてその他の包括利益の中で表示する。
- ・ **アプローチ3**：財務上の仮定の再測定から生じる変動は、その他の包括利益の中で表示する。その他のコストは、当期純損益の中で表示する。

		アプローチ1	アプローチ2	アプローチ3
勤務費用		純損益	純損益	純損益
利息費用		純損益	OCI ⁵	純損益
制度資産 収益	利息配当収入	純損益	OCI	純損益 ⁶
	公正価値変動			OCI
保険数理 差損益	割引率変動	純損益	OCI	OCI
	それ以外		純損益	純損益

(3) 清算と縮小に伴って発生する利得又は損失については、上記3つのアプローチに基づいて、そのコストの性質に従って表示する。すなわち、次のとおり。

- i) 清算によって生じる利得又は損失は、確定給付債務を決済するために必要とされる対価とIAS第19号に従って測定されている額との差額であり、財務上の仮定の変動と考えられるため、アプローチ1では当期純損益の中で、アプローチ2、アプローチ3ではその他の包括利益の中で表示する。
- ii) 縮小によって生じる利得又は損失は、勤務費用の調整として、いずれのアプローチの場合にも当期純損益の中で表示する。

2. 給付約定(benefits promise)の定義及び会計処理

(1) 給付約定の定義

現行IAS第19号の適用において問題を生じている多様な形態をとるキャッシュ・バ

れるものについては、当該期間にわたって費用認識することが求められている。

⁵ その他の包括利益 (other comprehensive income)。なお、フェーズ1の議論は現行IAS第1号を前提としているが、現行IAS19号の取扱い（第93D項）を踏まえ、OCIに計上してもリサイクリングはしない方法が考えられている。

⁶ 利息収入の識別方法に関しては、3つのアプローチ（①株式配当及び債券の稼得利息、②優良社債の市場利回りによる帰属利息収入、③IAS第19号の期待収益）が示されている。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ランス・プランの会計処理を検討するにあたって、IASB は、これまでのすべての退職後給付（給付約定）を、①確定拠出約定（DC）、②確定リターン約定（DR）及び③確定給付約定（DB）の3つの約定に分類して、それぞれの会計処理を定めることとした。その後、DC 約定は事業主が約定リターンに関して一切の義務を負わない DR 約定として捉えることができるとして、DC 約定と DR 約定の定義の統合が検討された。DP 案では統合後の約定の名称を「拠出ベース約定」としている模様である。

＜これまでの検討における分類方法の推移＞

現行 IAS 第 19 号	2007 年 5 月時点	2007 年 9 月時点	DP 案
確定拠出制度 (DC)	確定拠出約定 (DC)	確定リターン約定 (DR)	拠出ベース約定 (contribution-based promises)
確定給付制度 (DB)	確定リターン約定 (DR)		
		確定給付約定 (DB)	確定給付約定 (DB)

＜給付約定の定義＞ 2007 年 9 月時点

確定リターン約定 (拠出ベース約定も同様と考えられる。)	<p>確定リターン約定は、ある決められた期間のいずれにおいても、当該期間以後に稼得される給与とは無関係に規定することのできる拠出金を通じて積み立てられる退職後給付である。</p> <p>確定リターン約定の中には、企業が拠出金に対して約定したリターンに対する義務を負っているものもある。約定リターンは、保証された固定リターン、ある資産又は資産グループの価値の変動、ある指標の価値の変動、若しくはこれらの組合せである。</p>
確定給付約定 (DB)	<p>確定給付約定は、拠出ベース約定以外の退職後給付約定である。</p>

（固定リターンのある給付約定の分類）

固定リターンのある給付約定については、確定リターン約定（拠出ベース約定）に含めることを暫定的に合意した(2007年12月の会議においても再度議論されたが、見解を維持することで合意された。)

なお、退職後に定期的な固定額の支払いのある給付約定についても、拠出ベース約定に含めるものとされている。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

＜固定リターンのある給付約定の例＞

約定： 事業主は、勤務した各年度に関して、従業員の現在給与(current salary)の5%の名目上の拠出(notional contribution)を行うことを約定する。退職時の給付約定は、当該拠出金に、拠出金に係る毎年3%の固定リターンを加えたものに等しくなる一時金である。

固定リターンのある給付約定を、確定リターン約定（拠出ベース約定）に含める場合の問題点は次のように示されている。

- ① 実務上の影響が大きく、フェーズ1の対象範囲を不必要に拡大する。
- ② 同じ固定リターンを含む約定であっても、確定給付約定(DB)に含まれることとなる現在給与約定(current salary)・通算平均給与約定(career average)と、拠出ベース約定に含まれることとなるその他の給与に関連する約定(other salary-related)との間で、会計処理が著しく相違することとなる。
- ③ 退職時に固定された一時金を支払う給付約定のように、直観的に確定給付約定に見えるもの（実際、給付が確定している。）が、拠出ベース約定として分類されることとなる。

（インフレーションにリンクする給付約定）

インフレのうち、賃金インフレにリンクする約定リターンのある給付約定は確定給付約定に分類し、消費者物価指数などにリンクする約定は確定リターン約定（拠出ベース約定）に分類するという提案が検討されたが、インフレを賃金インフレとそれ以外に区分すること自体が困難であり、また理論的正当性がないとして、すべて確定リターン約定（拠出ベース約定）として会計処理することを暫定的に合意した。

（給付約定を分類する時点）

給付約定には①積立フェーズ、②据置フェーズ、③支払フェーズの3つの段階がある。給付約定の分類は、積立フェーズだけに注目して決定することとし、支払フェーズにおいて長生きリスクがある場合であっても分類には影響させないことを暫定的に合意した。また支払フェーズにおいて事業主が長生きリスクを引き受ける場合には、そのリスクは退職後給付負債の測定にあたって考慮することを合わせて合意した。

（給付約定の分離のヒエラルキー）

ある給付約定がいくつかの方法で異なる約定に分離できる場合における分離のた

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

めの順序が検討され、まず、確定給付約定(DB)部分を分離して、次いで、他の部分を分離することを暫定的に合意した。

例えば、企業は毎年給与額の8%をファンドに拠出し、当該拠出額の利回りは実際利回りとするが、年3.25%の最低保証が付いているような年金の場合、次のように解釈することが可能である。(a)当該年金を全体として資産ベース約定(現在の分類では拠出ベース約定)とみる、(b)年3.25%の固定額を持つ確定給付約定(DB)と、もし年3.25%以上となる場合には確定拠出約定(現在の分類では拠出ベース約定)として扱うというオプション(保証)のある年金とみる、及び(c)確定拠出約定で年3.25%の保証が付いている年金と見る。このようないくつかの解釈ができる場合、暫定合意されたヒエラルキーでは、まず確定給付約定(DB)を分離することを優先させるという取扱いが適用され、上記の場合、(b)の解釈が採用されることになると考えられる⁷。

〔「いずれか大きい額」という規定のある給付約定〕

給付約定の中には、確定リターン約定(拠出ベース約定)と確定給付約定(DB)のいずれか大きい額を給付するという規定のある給付約定がある。このような給付約定をどのように取り扱うかが検討され、次の点を暫定的に合意した。

- 年金制度が2つ以上の給付約定のうちいずれか大きい額を給付するという規定を有しており、その中に確定給付約定(DB)を含んでいる場合には、当該年金制度は、「いずれか大きい額とすることができるオプション」の付いた確定給付約定(DB)として処理する。
- 確定給付約定(DB)の負債は、IAS第19号に基づき会計処理する。
- 「いずれか大きい額とすることができるオプション」は公正価値で測定する。
- 「いずれか大きい額とすることができるオプション」の付いた給付約定の負債の変動は、勤務費用と公正価値測定による損益に区分する。
- 異なる給付事象(benefit events)間の選択性(optionality)を認めている年金制度は、「いずれか大きい額とすることができるオプション」の付いた給付約定の対象に含めない。例えば、従業員が退職時まで生存していれば確定拠出給付(拠出ベース約定給付)が支給され、退職前に死亡した場合には、確定給付(DB)が支給されるというように、給付を決定する事象が異なる場合は、「いずれか大きい額とすることができるオプション」の付いた給付約定には該当しない。

(2) 拠出ベース約定の認識

⁷ 本記載は2007年2月IASB会議報告に基づいている。したがって、この例では固定リターンのある給付約定を確定給付約定(DB)として扱っている。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

拠出ベース約定は、①拠出金の支払義務（contribution requirement）及び②拠出金に係る約定リターン（promised return）から構成される。この認識については次のように暫定合意している。

- ① 拠出ベース約定の拠出金要素は、例え給付算定式が後年度に著しく高い水準の拠出を定めているとしても、給付算定式に従って割り付けられる。
- ② 拠出ベース約定の約定リターンに関する給付は、関連する拠出金の割り付けられる期間に認識され。

(3) 拠出ベース約定の測定

拠出ベース約定は、拠出金の支払義務及び拠出金に係る約定リターンの測定については、2007年9月の会議において、「給付約定が将来変更されないことを前提にして、双方を公正価値で測定すること」が提案されている⁸。

(据置フェーズ、支払フェーズにおける給付約定の測定)

据置フェーズ及び支払フェーズにおける負債の測定は、①各フェーズにおける他の類似債務の測定との整合性を重視するか、②積立フェーズにおける負債の測定との整合性を重視するかが検討され、測定方法の変更に伴う損益の発生を回避する後者の方法を採用することを暫定的に合意した。従って、積立フェーズにおいて適用されていた測定属性を継続して適用することとなる。

(4) 拠出ベース約定に係る費用の分解表示

拠出ベース約定に関する負債の変動は、①勤務費用（当期の拠出金に関する負債の認識額に当該拠出金に対する約定リターンの当初の公正価値を加えたもの）と②公正価値測定による損益（負債の事後的な再測定によって生じるもの）に区分することを暫定的に合意した。また、拠出約定に関する負債の変動及び当該負債に充てられる資産の変動は、すべて当期純損益に含めて表示することを暫定的に合意した。

3. 縮小と負の過去勤務費用の取扱い

本プロジェクトの審議の過程においては、国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）から寄せられた論点として、確定給付制度（DB）の給付を減額するような制度改定、「縮小」として会計処理するのか、それとも「負の過去勤務債務」として会計処理するのかを明確化することについても提案がなされた。

審議の結果、本件は IFRS の年次改善プロジェクトの中で対応することとなり、2007

⁸ 2007年9月の会議では、約定リターンの測定に「公正価値」の用語を使うことに疑問が呈され、公正価値測定プロジェクトが判断すべき事項とされた。DP の中では保険プロジェクトと同様に「ビルディング・ブロック・アプローチ」を採用することを暫定合意した。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

年9月に公開草案が公表されている。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【参考】2007年9月IASB会議資料より抜粋

一般的な給付約定に対する現行IAS第19号の適用と変更案の簡単な比較

給付約定の説明	現行のIAS第19号のアプローチ	変更案
次のような積み立てられた一時金の約定：拠出金は勤務した各年度に関して給与の8%であり、拠出金に係るリターンは制度資産の実際のリターンに相当する。企業は確定拠出金が支払われれば制度に関して追加的な拠出金を支払う債務を全く負わない。	DC	DR
勤務した各年度に関して最終給与の5%に相当する年金	DB	DB
退職時にCU10,000の固定額	DB	DR
次のような積み立てられた一時金の約定：拠出金は勤務した各年度に関して給与の8%であり、退職まで毎年4%の率で増加する。	DB	DR
次のような積み立てられた一時金の約定：拠出金は勤務した各年度に関して給与の8%であり、制度資産の実際のリターンに従って増加する。毎年の保証最低リターンが3.25%である。	DB	DR
勤務した各年度に関して給与の8%に相当する一時金であり、株価指数に従って増加する。	DB	DR
次のうちいずれか大きい額： ・勤務した各年度に関して給与の8%に相当する一時金であり、制度資産の実際のリターンに従って増加する。 ・勤務した各年度に関して最終給与の5%に相当する一時金	DB	DB あるいは どちらか大きい額の選択肢

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。